

指定出資法人の役員への
府職員の派遣及び
派遣に係る取扱いの変更について

令和 7 年 10 月

I 指定出資法人の役員の選任に係る取扱い（現行）

- 指定出資法人への人的関与については、指定出資法人評価等審議会において、令和5年12月に、今後の府の職員の状況等を踏まえ検討を行い、『人的関与のあり方に関する意見書』を取りまとめていただいた。
- 審議会の意見も踏まえ、府において、令和6年度末をもって人的関与ポストを廃止するとともに、令和7年度から、指定出資法人の役員の選任に関して、以下のとおり取り扱っている。

指定出資法人の役員の選任に係る取扱い（現行）

（1）府職員の派遣による選任

- 府の施策推進等の必要性から、法人の役員に府職員の派遣を行う場合は、審議会に意見を聴く
- 派遣している職員の引揚げを行う場合は、審議会に報告

（2）府職員の派遣以外の選任

【公募手続】

- 法人が役員の選任に際して、府退職者等も役員候補者の選考対象に含めようとする場合は、公募手続により、その候補者を決定（法人が府退職者を選考対象から除外する場合、公募手続の義務付けはなく、選考方法は法人の判断による）

【公募手続以外】

- 以下の事由に該当する場合は、法人は公募手続によらず府退職者を役員候補者に決定することができる

＜公募の例外事由＞

- ① 公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、府退職者を役員に就任させる必要があるとき
- ② 公募を実施したが応募がない場合で、府退職者を就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき
- ③ 役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により、府退職者を暫定的に就任させるとき

- 法人が、上記の例外規定に基づき、公募手続によらず府退職者を選任する場合は、府と協議
 - ・ 例外事由①に該当する場合で、協議の結果、府が同意しようとするときは、審議会の意見を聴く
 - ・ 例外事由②～③に該当する場合で、協議の結果、府が同意したときは、審議会に報告

2 府職員の派遣について

○ 令和8年度に、新たに以下の役員へ府職員を派遣

法人名	役員名称	府職員を派遣する必要性
大阪府住宅供給公社	常務理事	当該法人は、府民が安全に安心して暮らせる住まいを確保することにより、府施策を補完する役割を担っている。 人口減少・少子高齢化、物価上昇や市場家賃の高騰など、住宅政策を取り巻く状況が激変する中、住宅経営の安定等に向けて、府の住宅まちづくり施策と整合を図り、密接に連携した下記の取組を進める必要があるため、府職員の派遣を行う。 <取組み> ・ 入居者移転調整を含む老朽ストックの建替え、ストック再編を通じた地域のまちづくりや、住宅確保要配慮者への対応等に精通し、的確に関係事業を計画・実行 ・ 府職員のキャリアで培った住宅経営に係る様々な制度を所管する国交省との連携 ・ 長年の建築分野における業務キャリアで培われた市町村技術職幹部との関係を活かし、技術職員が不足する市町村を支援 ・ 府の担当部局と緊密に連携して、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著なマンションへの支援等、府の住宅政策を積極的にサポートする役割

(参考) 令和6年11月 府職員の派遣に関する審議会意見

※ 令和6年11月に、審議会において、指定出資法人の役員（6法人7ポスト）に府職員を派遣する必要性について、審議いただいた際の意見は以下のとおり

（個別ポストごとの審議会意見は、次ページの「府職員の派遣が認められている役員一覧」を参照）

（審議会意見）※意見書より抜粋

○ 民間企業においては、子会社の経営管理等を目的として、親会社の社員が子会社の役員に就任することは一般的であり、府においても、府の施策推進等の観点から、必要に応じて、指定出資法人の役員に現職職員を派遣することは理解できる。

○ 今回、府から意見を求められた6法人7ポストについて審議を行った結果、現職職員の派遣を行うことについては、一定の妥当性が認められる。

○ なお、今後においても、指定出資法人の役員への現職職員の派遣については、府の職員の状況等を踏まえ、柔軟に対応されたい。

3 指定出資法人の役員への府職員の派遣に係る取扱い（変更案）

現行

- 府の施策推進等の必要性から、法人の役員に府職員の派遣を行う場合は、審議会に意見を聴く
- 派遣している職員の引揚げを行う場合は、審議会に報告

変更案

- ① 新規派遣 : 府の施策推進等の必要性から、法人の役員に府職員の派遣を行う場合は、審議会に意見を聴く
- ② 派遣の停止 : 府職員の派遣が認められている役員について、派遣の必要性に変化はないものの、府職員の状況等から、一時的に派遣を停止する場合は、審議会に報告
- ③ 派遣の再開 : 府職員の派遣を停止している役員について、府職員の派遣を再開する場合は、審議会に報告
- ④ 派遣の引揚げ : 派遣の必要性に変化があり、派遣している職員の引揚げを行う場合は、審議会に報告

※令和7年12月1日から変更

（参考）府職員の派遣が認められている役員一覧（令和7年10月現在）

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
1	(公財) 大阪産業局 (H31.4.1)	常務理事 (常勤)	大阪の中小企業等の経営力強化や創業支援事業など、府市が連携し大阪の産業振興を推進させるため、平成31年4月より大阪 市都市型産業振興センターと統合して業務を開始した法人。 府・市中小企業支援施策の推進における中核的支援機関であり、府市との政策協調を図りながら、更なる府内中小企業等への 支援強化の取組み等も要することから、府職員を派遣する必要性は認められる。
2	大阪信用保証協会 (S23.10.26)	常務理事 (常勤)	中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため、府が主体となって設立した大阪府中小企業信用 保証協会と大阪市信用保証協会が統合した法人であり、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地 域金融政策を府と協調して推進することが求められる。 また、制度融資等に対する損失補償など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた損失補償金・求償権の適正管理を行 う等の必要があり、府職員を派遣する必要性は認められる。
3	(公財) 西成労働 福祉センター (S37.9.21)	業務執行 理事 (常勤)	あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活 保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域に おける各種施策を円滑に実施していく等の必要があることから、府職員を派遣する必要性は認められる。
4	(公財) 大阪府都市 整備推進センター (R2.4.1)	理事長 (常勤)	市街地の整備・開発や公共用地の有効活用など、大阪府域における秩序ある良好な市街地形成のため、令和2年4月に大阪府 タウン管理財団と統合し、業務を開始した法人。
5		常務理事 (常勤)	大阪府域全体のバランスをとりながら良質なまちづくりを推進し、また、関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、 府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく等の必要があることから、理事長及び常務理事に府職員を派 遣する必要性が認められる。
6	大阪府道路公社 (S58.4.1)	理事長 (常勤)	料金体系の一元化を目指すハイウェイオーソリティー構想（都市圏高速道路等の一体的運営主体）の推進に向けて、少なくと も箕面有料道路の移管が完了するまでは、公社が道路事業者として府と一体的立場に立って関係機関と協議に参画する等の必要 があるため、府職員を派遣する必要性は認められる。
7	大阪モノレール (株) (S55.12.15)	代表取締役 専務 (常勤)	府内の放射状の既存鉄道を環状方向に有機的に結び、ネットワークを強化する公共交通機関としてモノレールを整備するた めに、府・民間企業が共同で出資して設立した法人であり、桁、支柱、駅舎等のインフラ部は府が管理、車両や電気・通信設備等 のインフラ外部は当該法人が管理するというスキームとなっている。 事業の状況としては、門真以南への延伸事業の本格化に伴い、大阪府と連携した瓜生堂車両基地整備工事やPC軌道桁製作架設 工事などの着実な推進の必要性が生じている。当該法人の事業は、府の交通政策と密接な関係を有しており、法人の課題につ いて、府と当該法人が密接な連携のもとに対応していくこと等が求められることから、最大出資者でもある府が主体的に経営に関 与していくべきであり、府職員を派遣する必要性は認められる。